

令和 7 年 7 月 29 日

第 2 6 回総会議事録

長岡市農業委員会

第 26 回総会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 7 月 29 日（火曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 19 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 20 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 21 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 22 号 農用地利用集積等促進計画案について
議案第 23 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
 - 日程第 3 報告第 5 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 （21 名）別紙のとおり
- 5 欠席委員 （3 名）別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
事務局長 五十嵐 幸子、事務局次長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、
振興農政係長 中村 久夫、主任 本望 郁枝、主事 田中 菜々子

開 会（午後 1 時 53 分）

五十嵐事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。

長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、諸橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 （あいさつ）

これより第 26 回総会を開催いたします。

総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数の報告を求めます。

五十嵐事務局長 欠席届が議席番号 14 番、駒野亜由美委員、17 番、馬場義昭委員、19 番、坂詰隆委員から提出されております。出席委員は、24 名中 21 名であり、長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

- 日程第 1 議事録署名委員の選任について
- 議長 日程第 1、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番号 5 番、若井泰志委員、7 番、馬場陽子委員を指名いたします。
- 日程第 2 議案第19号 農地法第 3 条の許可申請について
- 議長 議案第19号 農地法第 3 条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 広沢係長 ご説明申し上げます。
議案書の 3 から 5 ページをご覧ください。
今月の 3 条許可申請は13件でございます。
1 番から11番は売買による所有権移転、12番、13番は贈与による所有権移転であります。
担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということです。
農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。
よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議長 それでは、これより審議に入ります。
ただいまの説明に質問、意見はありませんか。
(「ありません」と呼ぶ者あり)
- 議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。
議案第19号 農地法第 3 条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしの声が聞こえます。
異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。
- 議案第20号 農地法第 4 条の許可申請について
- 議長 議案第20号 農地法第 4 条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 広沢係長 ご説明申し上げます。
議案書の 7 ページをご覧ください。
今月の 4 条許可申請は、長岡地域 2 件、中之島地域 1 件、寺泊地域 1 件、山古志地域 1 件の計 5 件でございます。
なお、申請のありました 4 条、5 条許可申請につきましては、本庁、

地域事務所において7月22日までに現地確認を実施しております。

1番、鉢伏町の畑について、農機具格納庫兼農作業所建築敷地として利用するものです。議案資料15ページに経過説明を掲載しております。申請地は、鉢伏町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

2番、福原の田について、貸し駐車場用地として利用するものです。議案資料16ページに経過説明を掲載しております。申請地は、福原地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

3番、宮下町の畑について、農家住宅及び作業場建築敷地として利用するものです。議案資料17ページに経過説明を掲載しております。申請地は、宮下町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

4番、寺泊吉の田について、自動車整備工場建築敷地として利用するものです。議案資料18ページに経過説明を掲載しております。申請地のおおむね500メートル以内に寺泊支所と寺泊保育園があり、かつ沿道に上下水道が埋設されていることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

5番、山古志虫亀の畑について、農家住宅兼農作業所建築敷地として利用するものです。議案資料19ページに経過説明を掲載しております。申請地は、山古志虫亀地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。
 ただいまの説明に質問、意見はありませんか。
 （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。
 議案第20号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異
 議ありませんか。
 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。
 異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第21号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第21号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。
 事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。
 議案書の9ページをご覧ください。
 今月の5条許可申請は、栃尾地域1件、寺泊地域1件の計2件でござ
 います。

 1番、新栄町の田について、住宅建築敷地として利用するために売買
 による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和7年12月末
 日までの計画です。申請地は、土地区画整理法第2条第1項に規定する
 土地区画整理事業の施行に係る区域内の土地であることから第3種農地
 に該当するため、原則許可できるものであります。

 2番、寺泊小豆曽根の畑について、分家住宅建築敷地として利用する
 ために使用貸借権の設定をするものです。議案資料20ページに経過説明
 を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地
 区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、本家と相互扶助する
 必要性からほかの場所での代替性はなく、また集落に接続して設置され
 るものであるため、例外的に許可できるものであります。

 以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件
 の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたしま
 す。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。
 ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第21号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第22号

農用地利用集積等促進計画案について

議長

議案第22号 農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長

ご説明申し上げます。

議案書の12ページの内訳表をご覧ください。

最初に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が中間管理権を設定し転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは57件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が48件、使用貸借権設定が9件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは37件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が30件、使用貸借権設定が7件となっています。

続いて、農地中間管理事業において、新潟県農林公社から受け手農家へ貸し付けていた農用地利用集積計画等のうち、一部新たな受け手への変更があったため、賃借権及び使用貸借権の移転をするものです。このたびは1件の申出があり、内容については賃借権の移転が1件となっています。

なお、詳細内容については議案書の14ページから29ページにて確認をお願いします。

以上、計95件の申出につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審

議のほどお願いします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第22号 農用地利用集積等促進計画案についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第23号

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

議長

議案第23号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてを議題といたします。

長岡市農水産政策課の説明を求めます。

丸山係長（農水産政策課） 農水産政策課の丸山と申します。議案第23号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更についてご説明いたします。

以降、名称が長いので、基本構想と呼ぶことにいたします。

まず、基本構想についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法では、都道府県は農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を定めることとしています。また、市町村は県の基本方針に則した基本構想を定めることができるとしており、長岡市は平成18年に決めました。この基本構想には、その市町村において効率的で安定的な農業経営の指標であったり、経営改善を図ろうとする農業経営者への支援策、その地域の農業の将来展望や育成していく経営体などを定めます。

今回は、令和7年3月に県の基本方針が変更されたことに伴い、各市町村の基本構想も改正することになったものです。改正に当たっては、基盤法の施行規則で農業委員会の意見を聴かなければならないと定められており、このたび総会に議題に上げさせていただきました。

それでは、変更の内容について議案資料を基に説明させていただきます。議案書の33ページ、「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想」の変更理由をご覧ください。ここでは、変更の理由を大きく3つに分類

いたしました。

まず、1つ目は県の基本方針の改定に伴うものです。この理由に伴う変更点は、新規就農者確保の目標年次、農地利用集積と経営体育成の目標年次、経営体類型ごとの効果的かつ安定的な農業経営の指標が該当いたします。

続いて、2つ目の時点修正をしたものです。現状の分析に関するところを最新の数値に基づいたものに修正いたしました。多くの根拠となる数値は、2020年の農林業センサスから引用いたしました。それまでは、2015年の農林業センサスの数値を用いておりました。また、農用地面積は令和6年度作物統計調査による長岡市の耕地面積から引用いたしました。

最後に、3、その他についてです。基本構想に全体的に登場する地域計画に関する記述について、これまで「策定する」としてきたものを、策定は既に終わりましたので、これを「更新」等の表現に変更いたします。また、令和5年4月1日の基盤法改正に伴い廃止されました利用権設定等促進事業に関する記述を削除いたしました。改正のあった令和5年から現在までの間この記述が残っていたのは経過措置があったため、このたび経過措置が終了したために削除するものであります。その他、関係団体名や表現等、細かな部分の修正を行いました。

基本構想の変更箇所は、議案書の34ページから64ページの新旧対照表のとおりとなります。

私からの説明は以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第23号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3 報告第 5 号 農地法の届出通知等について

議長 日程第 3、報告第 5 号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

広沢係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4 条の届出について 2 件を 66 ページに、5 条の届出について 7 件を 67、68 ページに、農地法の適用を受けない事実確認 3 件を 69 ページに、18 条合意解約について 1 件を 70 ページに、利用権の解約について 8 件を 71、72 ページに、中間管理権の解約について 2 件を 73 ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上であります。

議長 報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第 26 回総会を閉会いたします。

閉 会（午後 2 時 13 分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総 会 議 席 表）

（令和 7 年 7 月 29 日現在）

議 席	出 欠	氏 名	議 席	出 欠	氏 名
1	出	佐 藤 佑 美	13	出	本 田 栄 一
2	出	土 田 米 藏	14	欠	駒 野 亜由美
3	出	韭 澤 哲 也	15	出	西 巻 郁 夫
4	出	櫻 井 正 広	16	出	千 野 俊 輔
5	出	若 井 泰 志	17	欠	馬 場 義 昭
6	出	諸 橋 昇 一	18	出	安 達 隆 幸
7	出	馬 場 陽 子	19	欠	坂 詰 隆
8	出	青 柳 久 雄	20	出	多 田 好 一
9	出	長谷川 惣 市	21	出	鳥 羽 若 一
10	出	岩 本 一 男	22	出	伊 丹 なつい
11	出	田 中 豊	23	出	佐 藤 辰 也
12	出	渡 邊 義 浩	24	出	中 野 明 美
出席委員 人 2 1 人 欠席委員 人 3 人 計 2 4 人 議事録署名委員 若 井 泰 志 委員 馬 場 陽 子 委員					